山口県共通封筒広告掲載要領

(趣旨)

- 第1条 この要領は、山口県広告取扱要綱(以下「広告要綱」という。)第11条の規定 に基づき、山口県(以下「県」という。)が作成し、主として文書の発送のために次の 各号に掲げる組織において共通して使用する、角形2号及び長形3号の封筒(以下「共 通封筒」という。)への広告の掲載について、必要な事項を定める。
 - (1) 本庁(山口県行政組織規則(昭和43年規則第15号)第3条に定める本庁をい う。)
 - (2) 山口県議会事務局
 - (3) 山口県監査委員事務局
 - (4) 山口県労働委員会事務局
 - (5) 山口県人事委員会事務局
 - (6) 山口県教育委員会事務局

(用語)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、広告要綱及び山口県広告掲載基準(以下「広告基準」という。)で使用する用語の例による。

(広告の規格等)

第3条 広告要綱第4条、第5条及び第6条に規定する広告の規格等については、別途 定める。

(広告掲載の基準)

第4条 広告掲載の基準については、広告要綱第3条の規定を適用する。

(広告掲載の申込みの期間及び方法)

第5条 広告掲載の申込み期間及び方法については、山口県共通封筒広告掲載申込書(様式第1号。以下「広告掲載申込書」という。)により、県が指定する日までに県に広告の掲載を申し込むものとする。

(広告掲載料)

- 第6条 広告要綱第5条に規定する広告掲載料の基準となる額は、広告掲載料の募集最 低価格として別に定め、募集の際に提示する。
- 2 広告デザイン等の作成に要する費用は、広告掲載を申し込んだ者の負担とする。 (広告掲載者の募集)
- 第7条 広告は、原則として、県ホームページにより公募するものとする。 (広告主の決定及び通知)
- 第8条 県は、第5条の規定による申込みがあったときは、当該申込者及び申込みに係る広告内容が、共通封筒に掲載するものとして適当であると認められるものであるかを広告掲載の基準により審査したうえで、広告掲載申込書に記載されている1枠あたりの申込み額が高い者から広告主として決定する。
- 2 前項の規定において、同額の申込者が2者以上あるときは、申込枠数の多い者から 広告主となる者を決定することとし、申込枠数が同数の場合は、くじにより広告主と なる者を決定する。
- 3 前2項の規定により広告主を決定したときは、山口県共通封筒広告掲載承認(不承認)通知書(様式第2号)により、広告掲載を申し込んだ者に通知するものとする。

(契約の締結)

第9条 県は、前条第1項及び第2項の規定により広告主を決定したときは、山口県共通封筒への広告掲載に関する契約書(様式第3号)により契約を締結し、広告主と取り 交わすものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

- 第10条 広告主は、掲載しようとする広告について、別に定める日までに、県に広告の 原稿を提出しなければならない。
- 2 県は、前項の規定により提出された広告原稿の内容が、広告要綱及び広告基準に反すると認めるときは、期日を定め、広告主に対して修正又は再提出を求めることができる。この場合広告主は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告主は、広告掲載料を、県が指定する期日までに、県が発行する納入通知書 により一括して前納するものとする。

(広告主の責務)

- 第12条 広告主は、広告主自ら及び広告の内容が、広告要綱及び広告基準に反するものでないことを県に対して保証し、県からその証明を求められた場合には、速やかにこれに応じ証明するものとし、これを拒んではならない。
- 2 広告主は、広告主に関すること及び広告の内容につき、県から説明を求められた場合には、速やかにこれに応じ説明するものとし、これを拒んではならない。
- 3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において、これを解決しなければならないものとする。

(契約の解除)

- 第13条 県は、次に掲げるいずれかに該当するときは、広告主との契約を解除することができるものとする。
 - (1) 県が指定する期日までに、契約に定める広告掲載料を納付しなかった場合。
 - (2) 広告主自ら又は広告の内容が広告要綱及び広告基準に反したとき。
 - (3) 正当な理由なく第10条第1項に規定する広告の原稿の提出を遅滞したとき。
 - (4) 正当な理由なく第10条第2項に規定する修正又は再提出に応じないとき。
 - (5) その他、広告を掲載することが適当でないと県が認めた場合。
- 2 県は、前項の規定により契約を解除した場合は、広告料の100分の10に相当する額の違約金を広告主に請求することができるものとする。
- 3 広告主は、第1項の規定により契約を解除された場合は、県に生じた損害を賠償しなければならないものとする。
- 4 県は、第1項の規定により契約を解除したときは、当該広告主に対し、その旨を文書 により理由を付して通知するものとする。

(協議)

第14条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が 誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成22年1月25日から施行し、平成22年度分の共通封筒広告から適用する。